

健康経営銘柄取消規約（案）

令和元年〇月〇日
経済産業省 商務・サービスグループ
ヘルスケア産業課

1. 目的

健康経営銘柄取消規約（以下「本利用規約」という。）は、「健康経営銘柄」に選定された企業が、健康経営度調査の回答において虚偽（※1）の記載を行っていた場合又は「5. 法令遵守・リスクマネジメント」において違反があった場合（以下「法令違反等」という。）、経済産業省において選定を取り消す際の基準を定めるもの。ただし、最終的には東京証券取引所との協議のうえで取消を決定する。

2. 対象

過去に健康経営銘柄に選定された企業すべて。企業が既に存在しない場合も訴求する。

3. 選定取消基準

(1) 健康経営度調査の回答に虚偽があった場合

健康経営度調査の回答内容に虚偽があった場合には、虚偽回答を行った健康経営度調査において選定された年度の選定を取り消す。

加えて、故意（※2）の場合は、虚偽が判明した日の年度及び翌年度、健康経営銘柄の候補から外す、または、既に内定・選定されていた場合には内定・選定を取り消す。

(2) 健康経営銘柄選定前の法令違反等（健康経営優良法人（大規模法人部門）の誓約事項違反）が選定後に判明した場合

健康経営銘柄選定前（選定日の前々年の4月1日～選定日前日）の法令違反等が選定後に判明した場合には、当該年度の選定を取り消す。ここでいう法令違反等とは、健康経営優良法人（大規模法人部門）の誓約事項に準ずる。法令違反の発生日は、是正勧告や書類送検等、制度所管省庁が法令違反であるとした日を指す。安全衛生管理特別指導事業場については、指定されている期間すべてを指す。

加えて、故意の場合は、法令違反等の事実が判明した日の年度及び翌年度、健康経営銘柄の候補から外す、または、既に内定・選定されていた場合には内定・選定を取り消す。

(3) 健康経営銘柄選定後に法令違反等（健康経営優良法人（大規模法人部門）の誓約事項違反）が発生した場合

健康経営銘柄選定後に法令違反等が発生した場合には、発生日の年度の選定を取り消す。ここでいう法令違反等とは、健康経営優良法人（大規模法人部門）の誓約事項に準ずる。法令違反の発生日とは、是正勧告や書類送検等、制度所管省庁が法令違反であるとした日を指す。安全衛生管理特別指導事業場については、指定されているすべての期間を含む。

(4) 健康経営銘柄選定後にその他の法令違反等が発生した場合

健康経営銘柄選定後に、個々の職員のインサイダー取引等株主の信頼を裏切るような事案が発生した場合は、被害の規模、社会への反響等を勘案の上、東京証券取引所との協議により判断する。また、そのほかの事案により、当該企業が健康経営銘柄選定企業となっていることで

健康経営銘柄のブランド価値に影響がある可能性がある旨指摘された場合には、真偽や程度を確認の上、東証との協議により判断する。

※1 「虚偽」とは、健康経営銘柄を選定するために必要な健康経営度調査の評価に影響する設問において、故意か過失かは問わず、事実とは異なる記載をすることを指す。

※2 「故意」とは、申請（認定）法人のいずれかの部署で従業員の健康管理に関する法令違反又は認定基準に適合しない事実を認識していながら、その事実を隠蔽した場合のことをいう。（有名新聞社、放送事業者その他公共的性格が強いものにより報道されている場合においても、「認識している」ものとする。）